

建築基準法等に係る様式の 公印の押印を**廃止**します



令和6年12月27日に公布された「建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年国土交通省第111号）」により、処分通知等に係る様式の押印欄が廃止されるなど、建築行政におけるデジタル化及び行政手続の簡素化が進められているところです。

本県においては、令和8年10月1日から建築確認申請等の電子申請受付を開始することに伴い、下記のとおり公印の押印を廃止することとしましたので通知します。

押印を廃止する主な様式

（建築基準法）

-  確認済証
-  検査済証
-  中間検査合格証
-  仮使用認定通知書

（建築物省エネ法）

-  適合判定通知書
-  適合しない旨の通知書



押印廃止日 令和8年10月1日（木）から

※同日から、建築確認申請等の電子申請受付を開始する予定です。

ご留意
ください

- 本通知は、長崎県が発行する上記様式について適用します。
- 公印のない様式であっても、これまでと同様に法的な効力に変更はありません。
- 詳しい電子申請の手続方法等は、改めてお知らせします。



皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

